

## I 事業者・施設指定基準等について

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 指定居宅支援事業者、指定施設基準の変更点について…                                  | 1 |
| 2 | 「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準<br>について」の6/14会議資料からの変更点について……  | 3 |
| 3 | 指定事業者情報提供システムについて……………                                     | 6 |
| 4 | 「障害者支援費サービスコード表」及び「実施するサービス<br>と提出書類及び認定コードの対応関係」について…………… | 6 |

I 事業者・施設指定基準等について

1 指定居宅支援事業者、指定施設基準の変更点について(平成14年7月29日付け官報掲載)

(誤)	(正)
指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第79号)	
<p>第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定身体障害者療護施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定身体障害者療護施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅生活支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>第四十六条 (略)</p> <p>2 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めること。</p>	<p>第四十六条 (略)</p> <p>2 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>
<p>第五十条 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職業指導員及び生活支援員</p> <p>イ 入所者の数が、二十の指定特定身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、<u>二以上</u></p> <p>ロ 入所者の数が、二十を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、<u>二に</u>、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p>	<p>第五十条 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職業指導員及び生活支援員</p> <p>イ 入所者の数が、二十の指定特定身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、<u>三以上</u></p> <p>ロ 入所者の数が、二十を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、<u>三に</u>、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p>
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成14年6月13日厚生労働省令第80号)	
<p>第五章 <u>指定知的障害者</u>地域生活援助</p>	<p>第五章 <u>知的障害者</u>地域生活援助</p>

<p>第八十七条 指定地域生活援助事業者は、<u>法定代理受領サービス</u>を行わない指定地域生活援助を提供した際は、利用者から法第十五条の五第三項に規定する額の支払いを受けるものとする。</p>	<p>第八十七条 指定地域生活援助事業者は、<u>法定代理受領</u>を行わない指定地域生活援助を提供した際は、利用者から法第十五条の五第三項に規定する額の支払いを受けるものとする。</p>
<p>指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第81号)</p>	
<p>第四十五条 (略) 2 (略) 3 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>	<p>第四十五条 (略) 2 (略) 3 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該<u>指定特定知的障害者入所授産施設</u>の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第82号)</p>	
<p>第七十条 (略) 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から<u>法第二十一</u>の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。</p>	<p>第七十条 (略) 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から<u>法第二十一条</u>の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。</p>

2 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成14年 月  
日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の会議資料からの変更点について

(\*数字は資料のページ数)

6 / 1 4 全国会議資料 解釈通知 (案)		変更点
250	指定居宅介護従業者の要件について	
(1) 従業者の員数 ① (中略) なお、 <u>指定居宅介護の提供にあたる従業者(ホームヘルパー)の要件については、検討中。</u>	(1) 従業者の員数 ① (中略) なお、 <u>指定居宅介護の提供にあたる従業者(ホームヘルパー)の要件については、別途お示しするところによる。</u> <u>おって、身体障害者居宅介護のうち日常生活支援(仮称)を行う類型について、新たに研修課程を設けることとしている。</u>	
252	サービス提供責任者の要件について	
(2) サービス提供責任者 (基準第5条) ① (略) ② (略)	(2) サービス提供責任者 ① (略) ② (略) ③ <u>サービス提供責任者は、身体介護又は家事援助を行う指定居宅介護事業者については、</u> <u>ア 介護福祉士</u> <u>イ 居宅介護従業者養成研修(「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年6月20日障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を予定している。)の1級課程を修了した者</u> <u>ウ イの居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了した者であって実務経験が3年以上の者</u> <u>のうちいずれかに該当する従業者から選任すること。</u> <u>移動の介護又は日常生活支援(仮称)を専ら行う指定居宅介護事業者については、上記アからウに該当する従業者を確保できない場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者をサービス提供責任者として選任すること。</u>	

252	指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について	
	<p>(4) 人員の特例要件について</p> <p>① 介護保険法上の指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について</p> <p>ア 従業者（ホームヘルパー）について 当該事業所に置くべき従業者の員数は、指定訪問介護事業所として置くべき訪問介護員等の員数に加えて、<u>専ら</u>障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）を<u>常勤換算方法</u>で1以上とすること。</p> <p>なお、当該専ら障害者に係る指定居宅介護を行う従業者以外の訪問介護員等が、障害者に係る指定居宅介護を行う場合は、常勤換算方法による勤務時間の算定上、指定訪問介護事業者として人員基準違反とならないよう留意されたい。</p> <p>イ サービス提供責任者について 当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、<u>常勤の従業者（ホームヘルパー）</u>であって専ら障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）のうち事業の規模に応じて1以上とすること。</p> <p>なお、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、当該支援費制度における指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。</p> <p>ウ 管理者について 指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。</p>	<p>(4) 人員の特例要件について</p> <p>① 介護保険法上の指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について</p> <p>ア 従業者（ホームヘルパー）について 当該事業所に置くべき従業者の員数は、指定訪問介護事業所として置くべき訪問介護員等の員数に加えて、<u>専ら主</u>として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）を<u>常勤換算方法</u>で1以上とすること。</p> <p>なお、当該専ら主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者以外の訪問介護員等が、障害者に係る指定居宅介護を行う場合は、常勤換算方法による勤務時間の算定上、指定訪問介護事業者として人員基準違反とならないよう留意されたい。</p> <p>イ サービス提供責任者について 当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、<u>常勤の従業者</u><del>（ホームヘルパー）</del>であって専ら主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）のうち事業の規模に応じて1以上とすること。</p> <p>なお、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、当該支援費制度における指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。</p> <p>ウ 管理者について 指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。</p>
288	指定地域生活援助事業所の管理者について	
	<p>(2) <u>居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3章第1節の(3)を参照されたい。</u></p>	<p>(2) <u>指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないこととされたが、指定地域生活援助事業所の管理上支</u></p>

	<p><u>障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>
291	<p>指定地域生活援助事業所の支援体制について</p>
<p>(10) 指定地域生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時等の対応等のため、知的障害者援護施設等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨規定したものである。</p>	<p>(10) 指定地域生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時等の対応等のため、<u>地方公共団体や社会福祉法人等であって、知的障害者援護施設等の施設を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨規定したものである。</u>（「知的障害者地域生活援助事業の実施について」の一部改正について（平成14年5月14日障発第0514002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照。）</p>

### 3 指定事業者情報提供システムについて

指定事業者情報提供システムについては、現在、社会福祉・医療事業団のWAM NETによるシステム構築に向けて作業を進めているところであるが、社会福祉・医療事業団の指定事業者情報提供システムを導入又は利用せず、独自のシステムを導入する予定の都道府県・指定都市・中核市におかれては、以下の点に十分留意の上、システムの導入を図られたい。

<独自システムが具備すると想定される機能>

- ① 発番機能
- ② 履歴管理
- ③ WAM NETへのインターフェイス機能
- ※ 独自システムを導入しない場合は、WAM NET利用を推奨する。

<インターフェイス機能で持つべき機能>

- ① 連携すべきデータと送信のルール
- ② 履歴管理機能
- ※ 必須項目は、WAM NETが提示する。

### 4 「障害者支援費サービスコード表」及び「実施するサービスと提出書類及び認定コードの対応関係」について

「障害者支援費サービスコード表」については、別紙1、「実施するサービスと提出書類及び認定コードの対応関係」については、別紙2のとおりとする予定である。

## 別紙1

障害者支援費サービスコード表

サービス区分	施設種類	支援費サービスの名称	法区分 コード	サービス コード	付表 番号
居宅生活支援	—	身体障害者居宅介護等事業	1	11	1、1-2
居宅生活支援	—	身体障害者デイサービス事業	1	12	2
居宅生活支援	—	身体障害者短期入所事業	1	13	3
居宅生活支援	—	知的障害者居宅介護等事業	2	11	1、1-2
居宅生活支援	—	知的障害者デイサービス事業	2	12	2
居宅生活支援	—	知的障害者短期入所事業	2	13	3
居宅生活支援	—	知的障害者地域生活援助事業	2	14	4
居宅生活支援	—	児童居宅介護等事業	3	11	1、1-2
居宅生活支援	—	児童デイサービス事業	3	12	2
居宅生活支援	—	児童短期入所事業	3	13	3
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	肢体不自由者更生施設	1	31	5
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	肢体不自由者更生施設(通所事業)	1	32	5-2
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	視覚障害者更生施設	1	33	5
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	視覚障害者更生施設(通所事業)	1	34	5-2
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	聴覚・言語障害者更生施設	1	35	5
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	聴覚・言語障害者更生施設(通所事業)	1	36	5-2
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	内部障害者更生施設	1	37	5
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	内部障害者更生施設(通所事業)	1	38	5-2
施設訓練等支援	身体障害者療護施設	身体障害者療護施設	1	41	6
施設訓練等支援	身体障害者療護施設	身体障害者療護施設(通所事業)	1	42	6-2
施設訓練等支援	身体障害者授産施設	身体障害者入所授産施設	1	51	7
施設訓練等支援	身体障害者授産施設	身体障害者入所授産施設(通所事業)	1	52	7-2
施設訓練等支援	身体障害者授産施設	身体障害者通所授産施設	1	53	7
施設訓練等支援	知的障害者更生施設	知的障害者入所更生施設	2	31	8
施設訓練等支援	知的障害者更生施設	知的障害者入所更生施設(通所事業)	2	32	8-2
施設訓練等支援	知的障害者更生施設	知的障害者通所更生施設	2	33	8
施設訓練等支援	知的障害者授産施設	知的障害者入所授産施設	2	51	9
施設訓練等支援	知的障害者授産施設	知的障害者入所授産施設(通所事業)	2	52	9-2
施設訓練等支援	知的障害者授産施設	知的障害者通所授産施設	2	53	9
施設訓練等支援	知的障害者通勤寮	知的障害者通勤寮	2	61	10
施設訓練等支援	心身障害者福祉協会の設置する福祉施設	心身障害者福祉協会の設置する福祉施設	4	66	—

(注1) 居宅介護等事業を事業所所在地以外で一部実施する場合、同一のコード(11)を適用する。  
(注2) 身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の分場は中心施設と同一のコードを適用する。



別紙2 実施するサービスと提出書類及び認定コードの対応関係

[1] 授産施設・更生施設  
(例: 「知的障害者更生施設」の場合)

No	知的障害者更生施設サービスの種別	申請時に提出する付表	発番される認定コード	分場番号
1	入所施設のみ	8	XXXXX-2-XXXXX-31-X	-
2	入所施設、一部を通所施設として利用	8 8-2	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X	- -
3	入所施設、同一所在地に通所施設が存在	8 8	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-33-X	- -
4	入所施設、一部を通所施設として利用、同一所在地に通所施設が存在	8 8-2 8	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X XXXXX-2-XXXXX-33-X	- - -
5	入所施設、分場有り	8 8-3	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-01 XXXXX-2-XXXXX-31-X-02	- 01 02
6	入所施設、一部を通所施設として利用、分場有り	8 8-2 8-3	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-01 XXXXX-2-XXXXX-31-X-02	- - 01 02
7	入所施設、同一所在地に通所施設が存在、分場(中心=入所)あり	8 8-3 8	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-01 XXXXX-2-XXXXX-31-X-02 XXXXX-2-XXXXX-33-X	- 01 02 -
8	入所施設、同一所在地に通所施設が存在、分場(中心=通所)あり	8 8 8-3	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-33-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-01 XXXXX-2-XXXXX-33-X-02	- - 01 02
9	入所施設、一部を通所施設として利用、同一所在地に通所施設が存在、分場(中心=入所)有り	8 8-2 8-3 8	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-01 XXXXX-2-XXXXX-31-X-02 XXXXX-2-XXXXX-33-X	- - 01 02 -
10	入所施設、一部を通所施設として利用、同一所在地に通所施設が存在、分場(中心=通所)有り	8 8-2 8 8-3	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X XXXXX-2-XXXXX-33-X XXXXX-2-XXXXX-33-X-01 XXXXX-2-XXXXX-33-X-02	- - - 01 02
11	通所施設のみ	8	XXXXX-2-XXXXX-33-X	-
12	通所施設、分場有り	8 8-3	XXXXX-2-XXXXX-33-X XXXXX-2-XXXXX-33-X-01 XXXXX-2-XXXXX-33-X-02	- 01 02

[2] 居宅介護等事業  
(例: 身体障害者居宅介護等事業の場合)

No	居宅介護サービスの種別	申請時に提出する付表	発番される認定コード	分場番号
1	主たる事業所のみ	1	XXXXX-1-XXXXX-11-X	-
2	出張所有り	1 1-2	XXXXX-1-XXXXX-11-X XXXXX-1-XXXXX-11-X-01 XXXXX-1-XXXXX-11-X-02	- 01 02